点 検 年 月 日	
事業所名	
法 人 名	
点検者職氏名	
備考	

#### 【用語の定義】

【所品の定義】 法 ・・・介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号) 令 ・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号) 通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号) 条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年 札幌市条例第8号)

点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
	指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	適・否	法第 73 条第 1 項 条例第147条(令第120条)	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
	<ul><li>事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。</li><li>運営規定、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</li></ul>	適・否適・否		- 112727714
第2 人員に関する 基準 1 従業者の員数	指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従 業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。	適・否	法第 74 条第 1 項 条例第148条第1項 (令第121 条第1項)	
(1) 医師	1以上となっているか。 ・ 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。	適・否	条例第148条第1項 (令第121 条第1項)	・運営規程 ・勤務表 ・出勤簿 ・資格証の写し
(2) 工冶铂改良	常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上となっているか。     利用者の数は前年度の平均値とする。     「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者延数を当該前年度の日数で除して得た数(小数点第2位以下は切り上げ)とする。     新設(再開を含む)又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上ベッド数の90%を利用者数とし、6月以上1年未満の間は、直近の6月における利用者延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過している場合は、直近1年間における利用者延数を1年間の日数で除して得た数とする。     滅床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者延数を延日数で除して得た数とする。     新規に指定を受ける場合は、適正な推定数による。     常勤換算方法: (当該事業所の総従業者の1週間の勤務延時間数)÷(事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。))     勤務延時間数: サービス提供、準備、待機時間を含む。	適・否	条例第148条第1項(令第121条第1項)	・勤務表 ・常勤務表 ・常勤がわかる書類 ・入所者数がわかる書類 ・出動 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、

点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
	生活相談員並びに介護職員及び看護職員のうち、それぞれ1人以上は、常勤であるか。 (ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。)	適・否	条例第147条第5項(令第12 1条第5項)	
	常勤: 当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数 (1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。) に達していることをいう。 なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。			
(3) 介護職員又は 看護職員	常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上となっているか。	適・否	条例第147条第1項(令第 121条第1項)	・勤務表 ・出勤簿 ・常勤、非常勤職員の 員数がわかる書類 ・資格証の写し
(4) 栄養士	1以上となっているか。 (ただし、利用定員が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の 栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することが できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくとも差し支えない。) ・ 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。		条例第147条第1項(令第 121条第1項)	・勤務表 ・出勤簿 ・資格証の写し
(5) 機能訓練指導員	<ul> <li>1以上となっているか。</li> <li>機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。 (当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。)</li> <li>この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔 道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。 (ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当 該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)</li> <li>併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。</li> </ul>		条例第 147 条第 1 項 (令第 121 条第 1 項) 条例第 147 条第 6 項 (令第 121 条第 6 項) 平11老企25第3の八の1 (3)	・出勤簿 ・資格証の写し
(6) 調理員その他の従業者	当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数となっているか。	適・否	条例第147条第1項(令第 121条第1項)	・常勤、非常勤職員の 員数がわかる書類 ・職員名簿

点	検 項 目	点 検 事 項	点検結果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
(7)		指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記(1)~(6)の人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。		条例第147条第7項(令第 121条第7項)	
(8)	利用者の数	従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、適正な推定数により算定しているか。	適・否	条例第147条第3項(令第 121条第3項)	・入所者数の算定記録
2		(特別養護老人ホームの空床利用の場合) 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、上記の規定にかかわらず、利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。	適·否	条例第147条第2項(令第 121条第2項)	·勤務表 ·出勤簿
3		併設事業所については、老人福祉法、医療法又は介護保険法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、上記第2の1「従業者の員数」に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。  (特別養護老人ホーム等に併設の場合) ・ 医師、栄養士、機能訓練指導員、 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可 ・ 生活相談員、介護職員又は看護職員 特別養護老人ホーム等と併設事業所の員数の合計を、特別養護老人ホーム等と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。 ・ 看護職員数の算定については、算定根拠となる入所者数等を施設と事業所のそれぞれについて区分して行う。 (例)施設50人→常勤換算2人以上、事業所10人→配置は義務ではない	適・否	条例第147条第4項(令第 121条第4項)	・勤務表 ・出勤簿
4		指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。) 併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は、一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、例外的に認められる場合もありうる。		条例第149条第4項(令第 121条第4項)	·勤務表 ·出勤簿

点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
基準 1 利用定員等	指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としているか。また、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。(ただし、厚生省令第37号第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、この限りでない。)(また、併設事業所の場合にあっては、利用定員が20人未満でも差し支えない。)  なお、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなして差し支えない。	適・否	法第 74 条第 2 項 条例第 150 条第 1 項(令 第 123 条第 1 項) 条例第 150 条第 2 項(令 第 123 条第 2 項) 条例第150条第3項(令第 123条第3項)	類 ・平面図
	(1) 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるか。 (ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第9号の3に規定する準耐火建築物でも差し支えない。)	適・否	条例第151条第1項(令第 124条第1項)	・建築確認書
	(2) (1)の規定にかかわらず、当該指定短期入所生活介護の建物について市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災発生時における利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 ①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。	適・否	条例第151条第2項(令第 124条第2項)	
	指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備、備品等を備えているか。 (ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、設備の一部(居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除く。)を設けないことができる。 ① 居室 ② 食堂 ③ 機能訓練室 ④ 浴室 ⑤ 便所	適・否	条例第151条第3項(令第1 24条第3項)	・平面図 ・運営規程 ・指定申請・変更届写

点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	② 医務室 ③ 静養室 ④ 面接室 ① 介護職員室 ① 看護職員室 ② 調理室 ③ 洗濯室又は洗濯場 ③ 汚物処理室 ⑤ 介護材料室  (併設事業所の場合にあっては、上記にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(併設本体施設)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の上記各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することは差し支えない。)厚生省令第37号第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、上記にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。		条例第 151 条第 4 項(令 第 124 条第 4 項) 条例第151条第5項(令第1 24条第5項)	
4 設備の基準	ア 居室の1室の定員は、4人以下となっているか。	適・否	条例第151条第6項第1号	• 平面図
(1) 居室	イ 利用者一人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。	適・否	- (令第124条第6項第1号)	・運営規程 ・指定申請・変更届写
	ウ 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	適・否		
(2) 食堂及び機能 訓練室	それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 (ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所で差し支えない。) (経過措置) 平成 12 年 4 月 1 日に現に存する施設については、居室の定員・床面積、食堂及び機能訓練室の面積の規定は適用しない。	適・否	条例第151条第6項第2号 (令第124条第6項第2号)	
(3) 浴室	要介護者が入浴するのに適したものか。	 適・否	条例第151条第6項第3号 (令第124条第6項第3号)	
(4) 便所	要介護者が使用するのに適したものか。	適・否	条例第151条第6項第4号 (令第124条第6項第4号)	
(5) 洗面設備	要介護者が使用するのに適したものか。	適・否	条例第151条第6項第5号 (令第124条第6項第5号)	

	, 			
点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
5 その他の構造 設備の基準	(1) 廊下の幅は、1.8 メートル以上となっているか。ただし、両側に第3項各号に掲げる設備その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7 メートル以上となっているか。	適・否	条例第151条第7項(令第 124条第7項)	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用申込書
	(中廊下:両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下)			・同意に関する記録
	(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。	適・否		
	(3) 階段の傾斜は、緩やかにしているか。	適・否		
	(4) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けているか。	適・否		
	(5) 居室、食堂、機能訓練室、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けているか。 (ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。)	適・否		
	(経過措置) 平成12年4月1日に現に存する施設については、「5 その他の構造設備の基準」の規定は適用しない。			
	(6) 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備、備品等に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。		条例第151条第8項(令第1 24条第8項)	
第4 運営に関す	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申		法第 74 条第 2 項	• 運営規程
	込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定短期入所生活介護の内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	条例第152条(令第125条)	・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関する記録
	  ・ 重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。	適・否		・重要事項説明書 ・契約書
	・利用申込者の同意はどのように得ているか。			
2 指定短期入所 生活介護の提供の開 始及び終了	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	適·否	条例第153条第1項(令第 126条第1項)	・利用申込受付簿・サービス提供依頼書
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	適·否	条例第153条第2項(令第 126条第2項)	

点 検 項 目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点 検 書 類 等
3提供拒否の禁 止	指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	適・否	条例第 168 条準用 (第 10 条) (令第 140 条準用(第 9 条))	
	提供を拒むことのできる正当な理由とは ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。		準用(平11老企25第3の一 の3(2))	
困難時の対応	指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	適・否	条例第168条準用(第11 条)(令第140条準用(第1 0条))	・サービス提供依頼書
5 受給資格等の 確認	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。		条例第168条準用(第12条 第1項)(令第140条準用 (第11条第1項))	・サービス提供票 ・利用者に関する記録
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めているか。	適・否	条例第168条準用(第12条 第1項)(令第140条準用 (第11条第2項))	
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・ 必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。		条例第168条準用(第13条 第1項)(令第140条準用 (第12条第1項))	II
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	週『台	条例第168条準用(第13条 第2項)(令第140条準用 (第12条第2項))	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
7 心身の状況等 の把握	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅 介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環 境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否	条例第168条準用(第14条)(令第140条準用(第13条))	( . 民夕士操叙述)
	・ 利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。			
	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	適·否	条例第168条準用(第16 条)(令第140条準用(第 15条))	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書 (1)(2)
	「施行規則第 64 号第一号イ又は口に該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。			
	② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。			
9 居宅サービス 計画に沿ったサ ービスの提供	指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画 に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否	条例第168条準用(第17条)(令第140条準用(第16条))	・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・短期入所生活介護計画 書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
世の記録	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適·否	条例第168条準用(第20条 第1項)(令第140条準用 (第19条第1項))	・サービス提供票、別
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	条例第168条準用(第20条 第2項)(令第140条準用 (第19条第2項))	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
11 利用料等の受 領	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	滴・否	条例第154条第1項(令第 127条第1項)	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料そ の 他の費用の確認)
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適・否	条例第154条第2項(令第 127条第2項)	・説明文書 ・同意に関する文書
	{法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合} ・ 10 割相当額の支払いを受けているか。	適・否		
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。	適・否	条例第154条第3項(令第1 27条第3項)	
	① 食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) ② 滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) ③ 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。) ⑥ 理美容代 ⑦ ①~⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの			

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
11 利用料等の受 領	<ul> <li>(特別な居室)</li> <li>定員が1人又は2人であること。</li> <li>特別な居室の定員の合計が当該施設の利用定員の概ね5割を超えないこと。</li> <li>利用者1人当たりの床面積が10.65 ㎡以上であること。</li> <li>居室の施設、設備等が支払いを受けるのにふさわしいものであること。(利用者のプライバシー確保のための設備、個人用の私物の収納設備、状況に応じた個人用の照明設備)</li> <li>居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択によるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。</li> <li>費用の額が運営規程に定められていること。(その他の日常生活費)</li> <li>利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用</li> </ul>			
	・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 (4) 上記①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用 料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選 定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)」の定めるところによるも のとしているか。	適・否	条例第154条第4項(令第 127条第4項)	
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。	適・否	条例第154条第5項(令第1 27条第5項)	
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収書を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収書に指定短期入所生活介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項 第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短 期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用 の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他 の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分 して記載しているか。 ・ 領収証には費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② 食事の提供に要した費用 ③ 滞在に要した費用 3 滞在に要した費用 ④ その他の費用(個別の費用ごとの区分)	適・否	施行規則第65条	

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
12 保険給付の請求のための証明 書の交付	指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。		条例第168条準用(第22 条)(令第140条準用(第 21条))	/ <del>1</del> 50 \
	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行っているか。	適・否	条例第155条第1項(令第 128条第1項)	・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌 ・短期入所生活介護計
	(2) 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適・否	条例第 155 条第 2 項 (令 第 128 条第 2 項)	画書 ・行事・日課予定表 ・身体拘束に関する記
	「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。		平11老企25第3の八の3(4)の①	
	(3) 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	条例第 155 条第 3 項 (令 第 128 条第 3 項)	
	・ サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。		平11老企25第3の八の3(4)の②	
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。		条例第 155 条第 4 項 (令 第 128 条第 4 項)	
	(身体拘束の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の 機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ② 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。		平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)	
	① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。			

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(5) 指定短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。 そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、 意識啓発に努めているか。	適・否	平13老発155の2,3	
	(6) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。	適・否	平13老発155の3,5	
	(改善計画に盛り込む内容) ① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 事業所の設備等の改善 ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組 ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標			
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。	適・否	条例第 155 条第 5 項(令 第 128 条第 5 項) 平13老発155の6	
	(8) 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	条例第155条第6項(令第1 28条第6項)	
	(1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているか。	適・否	条例第156条第1項(令第 129条第1項)	・短期入所生活介護計 画書 ・居宅サービス計画書
	(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。なお、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。		条例第 156 条第 2 項 (令 第 129 条第 2 項) 平11老企25第3の八の3 (5)の②	
	(3) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第156条第3項(令第1 29条第3項)	

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(4) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入 所生活介護計画を記載した書面を利用者に交付しているか。	適・否	条例第156条第4項(令第 129条第4項)	
15 介護	(1) 利用者に対する介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	適・否	条例第157条第1項(令第1 30条第1項)	・短期入所生活介護計画書 ・利用者台帳
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、 又は清しきしているか。	適・否	条例第157条第2項(令第 130条第2項)	3 W 1 - 88 - 7 - 7 - 5 A 3
	・ 入浴前に健康チェックを行っているか。	適・否		・勤務に関する記録
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適・否	条例第157条第3項(令第 130条第3項)	
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	適・否	条例第157条第4項(令第1 30条第4項)	
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)~(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適・否	条例第157条第5項(令第1 30条第5項)	
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。	適・否適・否	条例第157条第6項(令第1 30条第6項)	
	・ 夜間を含めて適切な勤務体制を定めているか。 (7) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適・否	条例第157条第7項(令第1 30条第7項)	
16 食事	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、 適切な時間に提供しているか。 また、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を取ることを支援しているか。	適・否	条例第158条(令第131条)	・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食(菜)の記録
	(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の②	・業者委託の場合契約 書
	(3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。	適・否	平11老企25第3の八の3 (7)の③	・検食に関する記録
	(4) 食事の提供に関する業務は指定短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、事業者自らが行うなど、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容になっているか。	適・否	平11老企25第3の八の3 (7)の④	
	(5) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。	適・否	平11老企25第3の八の3 (7)の⑤	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(6) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。	適・否	平 11 老企 25 第3の八の 3(7)の⑥	
	(7) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	適・否	平 11 老企 25 第3の八の3(7)の⑦	
17 機能訓練	指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で 必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適・否	条例第159条(令第132条)	・訓練に関する計画 ・訓練に関する日誌
	・ 日常生活の中での訓練、レクリエーション、行事の実施等を通じた訓練についても配慮しているか。			
18 健康管理	指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するととも に、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否	条例第160条(令第133条)	<ul><li>看護に関する日誌</li><li>利用者に関する記録</li></ul>
19 相談及び援助	指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	条例第161条(令第134条)	・利用者に関する文書
20 その他のサー ビスの提供	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所に教養娯楽設備等を備えるほか、 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。	適・否	条例第162条第1項(令第1 35条第1項)	・相談簿等 ・事業計画(報告)書 ・現場確認・設備台帳
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否	条例第162条第2項(令第1 35条第2項)	等・利用者に関する文書
21 緊急時等の対 応	(1) 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。	適·否	条例第163条(令第136条)	・運営規程 ・利用者に関する書類 ・契約書
	  ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適・否		
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適·否	平11老企25第3の八の3(12)の②	
22 利用者に関す る市町村への通 知	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適·否	条例第168条準用(第27 条)(令第140条準用(第2	-
	① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護 状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		6条))	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
23 管理者の責務	(1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定 短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っ ているか。	適・否	条例第168条準用(第56 条)(令第140条準用(第 52条第1項))	・組織図 ・運営規程 ・職務分担表 ・業務報告書、業務日
	(2) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	条例第168条準用 (第56 条) (令第140条準用(第 52条第2項))	誌等
24 運営規程	指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。  ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の送迎の実施地域 ⑥ 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ その他運営に関する重要事項 なお、⑨の重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	適·否	条例第 164 条 (令第 137 条) 平 11 老 企 25 第 3 の 八 の 3 (13) の⑤	・運営規程 ・指定申請、変更届写
	・ ①~⑨の内容は適正か	適・否		
25 勤務体制の確 保等	<ul><li>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、 指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</li><li>・ 夜勤職員の休憩が同時となっていないか。</li><li>・ 引継ができる勤務体制となっているか。</li></ul>	適·否 適·否	条例第168条準用(第108 条)(令第140条準用(第1 01条第1項))	・連営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・研修受講修了証明書
	(2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等 を明確にしているか。 併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成するも のとすること。空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあっ ては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば良い。	適・否	平 11 老 企 25 第 3 の 八 の 3 (15)	・研修計画・出張命令 ・研修会資料

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期 入所生活介護を提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	適・否適・否	条例第168条準用(第108 条)(令第140条準用(第1 01条第2項))	
	・ 業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。 (調理、洗濯、清掃、その他)			
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	適・否	条例第168条準用(第108 条)(令第140条準用(第1 01条第3項))	
	・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。	適・否		
26 定員の遵守	指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活 介護を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	適・否	条例第165条(令第138条)	・利用者名簿 ・運営規程
	① 第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 ② ①に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数			
	定員超過のやむを得ない事情: ① 災害 ② 虐待 ③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合			
	④ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合			
27 地域等との連 携	指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。	適・否	条例第166条(令第139条)	・地域交流に関する記 録
28 非常災害対策	指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への 通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出 訓練その他必要な訓練を行っているか。	適・否	条例第 168 条準用(第 110 条)(令第 140 条準用(第 103 条))	
	なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。		準用(平11老企25第3の六の3(6))	
	  ※ 別紙により詳細確			

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
29 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		<ul><li>・受水槽の清掃記録等</li><li>・定期消毒の記録等</li></ul>
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	条例第168条準用(第111 条)(令第140条準用(第1 04条第1項))	・衛生マニュアル ・食中毒防止等の研修 記録等 ・保健所の指導の記録
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	適・否	条例第168条準用(第111 条)(令第140条準用(第 104条第2項))	
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の六 の3(7)の①)	
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適▪否	準用(平11老企25第3の六の3(7)の③)	
30 掲示	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	条例第168条準用(第34 条)(令第140条準用(第3 2条))	
	・ 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認			
	・ 掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態と合っているか。	適▪否		
31 秘密保持等	(1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	条例第168条準用 (第35 条) (令第140条準用(第3	・就業時の取り決め等 の記録 ・利用者(家族)の同
	・ 秘密保持のため必要な措置を講じているか(例えば雇用時の取り決め等を行っているか)。	適・否	3条第1項))	意書
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第168条準用(第35 条)(令第140条準用(第3 3条第2項))	
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	条例第168条準用 (第35 条) (令第140条準用(第3 3条第3項))	
	<ul><li>利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配付される範囲等)がなされているか。</li><li>同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</li></ul>	適・否適・否		

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。	適・否	個人情報の適切な取扱の ためのガイドライン	
32 広告	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容 を虚偽又は誇大なものとしてはいないか。	適・否	条例第168条準用(第36 条)(令第140条準用(第3	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
	・広告の内容が運営規程等と整合しているか。	適・否	4条))	・運営規程等
33 指定居宅介護支 援事業者に対する 利益供与の禁止	指定短期入所生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適·否	条例第168条準用(第37 条)(令第140条準用(第3 5条))	
34 苦情処理	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために	適・否	条例第 168 条準用 (第 38 条) (令第 140 条準用(第 36 条第 1 項))	
	講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。		準用(平11老企25第3の一の3(23)の①)	
	・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。	適・否		
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	条例第168条準用(第38 条)(令第140条準用(第3 6条第2項))	
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一 の3(23)の②)	
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第168条準用(第38 条)(令第140条準用(第3 6条第3項))	
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を当該市町村に報告しているか。	適・否	条例第168条準用 (第38 条) (令第140条準用(第3 6条第4項))	
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第168条準用(第38 条)(令第140条準用(第3 6条第5項))	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	条例第168条準用(第38 条)(令第140条準用(第3 6条第6項))	
35 相談援助事業等 への協力	指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業 その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		条例第168条準用(第38 条)(令第140条準用(第3 6条の2))	
36 事故発生時の 対応	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生 した場合は本市及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第168条準用(第39 条)(令第140条準用(第 37条第1項))	・事故対応マニュアル ・事故記録
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。	適・否	条例第168条準用(第39 条)(令第140条準用(第3 7条第2項))	
	(3) 指定短期入所生活介護護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を速やかに賠償しているか。	適・否	条例第168条準用(第39 条)(令第140条準用(第3 7条第3項))	
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一 の3(24)の③)	
37 会計の区分	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、 指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	条例第168条準用 (第40 条) (令第140条準用(第 38条))	
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	• 会計関係書類
38 記録の整備	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	条例第167条(令第139条 の2第1項)	・従業者名簿 ・履歴書等 ・設備台帳
		適・否 適・否		・備品台帳 ・会計関係書類
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 基準第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第155条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	適・否	条例第167条(令第139条 の2第2項)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	④ 基準第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 ⑦ 短期入所生活介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録	適・否適・否		・短期入所生活介護計画書 ・利用者個々の介護記録
	(基準第27条に規定する市町村へ通知する場合 : 利用者が正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。)			・緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等 に関する記録
	(3) 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しているか。			・市町村への通知に係 る記録
	① 前項第1号及び第2号に掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日			
	②前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日			
	③前項第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日			
第5 ユニット型 指定短期入所生活介 護の事業の基本方針 並びに設備及び運営 に関する基準	第1、第3及び第4の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(ユニット)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第5の基準に定めるところとなっているか。		法第73条第1項 法第74条第2項 条例第169条(令第140条 の2)	
1 基本方針	ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとなっているか。	適・否	条例第170条(令第140条 の3)	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規定 ・パンフレット等
<ul><li>2 設備に関する</li><li>基準</li><li>(1) 利用定員等</li></ul>	ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としているか。また、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。(ただし、厚生省令第37号第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。)(また、併設事業所の場合にあっては、利用定員が20人未満でも差し支えない。) {設備については全て現場確認}	適・否	条例第172条準用(第150 条)(令第140条の5準用 (第123条))	」。
(2) 耐火建築物	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるか。 (ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第9号の3に規定する準耐火建築物でも差し支えない。)	適・否	条例第171条第1項(令第1 40条の4第1項)	・建築確認書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) (1)にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物でなくとも差し支えない。		条例第171条(令第140条 の4第2項)	
	① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。			
	② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。			
	③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。			
(3) 事業所の設備 、備品等	ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所 生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えているか。	適∙否	条例第 171 条第 1 項 (令 第 140 条の 4 第 3 項)	・平面図 ・運営規程
	(ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、設備の一部(ユニットを除く。)を設けなくとも差し支えない。)			・指定申請・変更届写
	① ユニット			
	② 浴室			
	③ 医務室			
	<ul><li>④ 調理室</li></ul>			
	⑤ 洗濯室又は洗濯場			
	⑥ 汚物処理室			
	⑦ 介護材料室			
	(特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(併設ユニット型事業所)にあっては、上記にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(ユニット型事業所併設本体施設)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、		条例第 170 条第 4 項(令 第 140 条の 4 第 4 項)	

103 短期入所生活介護「自己点検一覧表」(基準)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	当該ユニット型事業所併設本体施設の上記①~⑦に掲げる設備(ユニットを除く。)をユニット型指定 短期入所生活介護の事業の用に供することができる)		条例第171条第5項(令第1 40条の4第5項)	
	(基準第121条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームの場合にあっては、上記にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。)			
<ul><li>(4) 設備の基準</li><li>① ユニット</li><li>イ 居室の基準は、</li></ul>	(1) 居室の1室の定員は、1人となっているか。 (ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。)	適・否	条例第171条第6項第2号 ア(令第140条の4第6項第 1号イ(1))	・運営規程 ・指定申請・変更届写
次の取りとする。	(2) 居室は、共同生活に近接して一体的に設けられているか。 なお、一のユニットの利用定員は、おおむね10人以下としているか。 (ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障	適・否	条例第 171 条第 6 項第 2 号イ (令第 140 条の 4 第 6 項第 1 号イ(2))	
	がないと認められる場合には、利用定員が 10 人を超えるユニットも差し支えない。なお、この場合にあっても、次の要件を満たさなければならない。) ① 利用定員が 10 人を超えるユニットにあっては「おおむね 10 人」と言える範囲内の利用定員で		平 11 老企 25 第 3 の八の 4(3)の⑥のハ	
	あること。 ② 利用定員が 10 人を超えるユニットの数は、当該事業所の総ユニット数の半数以下であること。		平 11 老 企 25 第 3 の 八 の 4 (3) の⑥の二	
	(ユニットの利用定員に関する既存事業所の特例) 平成 15 年 4 月 1 日に現に存する指定短期入所生活介護事業所(建築中のものを含む)が、その 建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、事業所を新増築したり、改築したりする 場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから上記② の要件は適用しない。			
	また、平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所(建築中のものを含む)が、同日において現にユニットを有している(建築中のものを含む)場合は、当該ユニットについては、上記①②は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたきは、この限りでない。			
	(3) 2以上のユニットに属していないか。		条例第171条第6項第2号 ウ (令第140条の4第6項第 1号イ(2))	
	(4) 利用者一人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。	適・否	条例第171条第6項第2号 エ (令第140条の4第6項第 1号イ(3))	
	(5) 日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	適·否	条例第171条第6項第2号 オ (令第140条の4第6項第 1号イ(4))	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
ロ 共同生活室の基 準は、次のとおりと する。	<ul><li>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。</li><li>なお、このために、次の要件を満たしているか。</li><li>① 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていること。</li></ul>	適・否	条例第 171 条第 6 項第 3 号ア (令第 140 条の 4 第 6 項第 1 号口(1)) 平 11 老 企 25 第 3 の 八 の	
	② 当該ユニットの利用者全員とその介護を行う従業者が一度に食事したり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。  (2) 共同生活室の1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員		4(3)の⑦のイ	
	(2) 共同生活室の1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。 (経過措置)	適・否	条例第171条第6項第3号 イ (令第140条の4第6項第 1号口(2))	
	平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所については、「2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」を「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。			
	(3) 必要な設備及び備品を備えること。	適・否	条例第171条第6項第3号 ウ(令第140条の4第6項第 1号ロ(3))	
ハ 洗面設備の基準 は、次のとおりとす る	(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否	条例第171条第6項第4号 (令第140条の4第6項第1 号ハ)	
	(2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。	適・否	<b>与八</b> )	
ニ 便所の基準は、 次のとおりとする	(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	適・否	条例第171条第6項第5号 (令第140条の4第6項第1 号二)	
	(2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。	適・否	<b>ラー</b> /	
② 浴室	ユニット型指定短期入所生活介護事業所の浴室は、要介護者が入浴するのに適したものであるか。	適・否	条例第171条第7項(令第1 40条の4第6項第2号)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(5) その他の構造設備の基準	(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上となっているか。 ただし、両側に第3項各号に掲げる設備その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上となっているか。	適・否	条例第171条第8項(令第1 40条の4第7項)	
	(廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.8メートル以上として差し支えない。)			
	(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。	適・否		
	(3) 階段の傾斜は、緩やかにしているか。	適・否		
	(4) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けているか。	適・否		
	(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。 (ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。)	適・否		
(6) その他	ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。		条例第171条第9項(令第1 40条の4第8項)	
3 運営に関する 基準 (1) 内容及び手続 の説明及び同意	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらか じめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制 その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説 明を行い、指定短期入所生活介護の内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。		条例第181条準用(第152 条)(令第140条の13準用 (第125条第1項))	・運営規程・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関する記録 ・重要事項説明書 ・契約書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(2) 指定短期入所 生活介護の提供の開 始及び終了	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否	条例第181条準用(第153 条第1項)(令第140条の1 3準用(第126条第1項))	
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。		条例第181条準用(第153 条第2項)(令第140条の1 3準用(第126条第2項))	
(3) 提供拒否の禁止	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	適・否	条例第181条準用(第10 条)(令第140条の13準用 (第9条))	
(4) サービス提供 困難時の対応	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の 事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが 困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の 指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。		条例第181条準用(第11 条)(令第140条の13準用 (第10条))	
(5) 受給資格等の 確認	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	条例第181条準用(第12 条)(令第140条の13準用 (第11条第1項))	

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(6) 要介護認定の 申請に係る援助	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否	条例第181条準用(第13条 第1項)(令第140条の13 準用(第12条第1項))	
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申 請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	条例第181条準用(第13条 第2項)(令第140条の13 準用(第12条第2項))	
(7) 心身の状況等 の把握	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る 指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ ている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否	条例第181条準用(第14条)(令第140条の13準用 (第13条))	・利用者に関する記録 (・居宅支援経過) (・サービス担当者会議の 要 点)
(8) 法定代理受領 サービスの提供 を受けるための 援助	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。		条例第181条準用(第16 条)(令第140条の13準用 (第15条))	
(9) 居宅サービス 計画に沿ったサ ービスの提供	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否	条例第181条準用(第17条 第1項)(令第140条の13 準用(第16条))	(1) (2)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(10) サービスの 提供の記録	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。		条例第181条準用(第20条 第1項)(令第140条の13 準用(第19条第1項))	・サービス提供票、別表 ・居宅サービス計画 ・業務日誌
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した 具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その 他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。		条例第181条準用(第20条 第2項)(令第140条の13 準用(第19条第2項))	
(11) 利用料等の 受領	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。		条例第173条第1項(令第1 40条の6第1項)	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料その 他の費用の確認) ・説明文書
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		条例第173条第2項(令第1 40条の6第2項)	・同意に関する文書
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。) ② 滞在に要する費用	10 · 日	条例第173条第3項(令第1 40条の6第3項)	
	(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) ③ 指定居宅サービス等基準省令第 140 条の6第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用			

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	④ 指定居宅サービス等基準省令第 140 条の6第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第 140 条の6第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。) ⑥ 理美容代 ⑦ ①~⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	適・否		
	なお、上記①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)」及び「指定居宅サービス等基準省令第140条の6第4項の厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)」の定めるところによるものとしているか。		条例第173条第4項(令第1 40条の6第4項)	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。	適・否	条例第173条第5項(令第1 40条の6第5項)	
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他の提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収書を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	
	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収書に指定短期入所生活介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当 該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要 した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並び にその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ご とに区分して記載しているか。		施行規則第65条	
(12) 保険給付の 請求のための証 明書の交付	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護 に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認 められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	条例第181条準用(第22 条)(令第140条の13準用 (第21条))	/ t50 \

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(13) 指定短期入 所生活介護の取 扱方針	(1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。	適・否	条例第174条第1項(令第1 40条の7第1項)	・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌 ・短期入所生活介護計 画書 ・行事・日課予定表 ・身体拘束に関する記 録
	(2) 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。	適・否	条例第174条第2項(令第1 40条の7第2項)	
	(3) 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。	適・否	条例第174条第3項(令第1 40条の7第3項)	
	(4) 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護 状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行ってい るか。	適・否	条例第174条第4項(令第1 40条の7第4項)	
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	条例第174条第5項(令第1 40条の7第5項)	
	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	適・否	条例第 174 条第 6 項 (令 第 140 条の 7 第 6 項)	
	(身体拘束の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑪ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。		平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するため に正確な事実認識を持っているか。	適・否	平13老発155の2,3	
	そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど意識 啓発に努めているか。			
	(8) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計 画を作成しているか。	適·否	平13老発155の3,5	
	(改善計画に盛り込む内容) ① 事業所内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き			
	<ul><li>④ 事業所の設備等の改善</li><li>⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組</li><li>⑥ 利用者の家族への十分な説明</li></ul>			
	⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標			
	(9) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適・否	条例第174条第7項(令第1 40条の7第7項)	
	なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・ 経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。		平13老発155の6	
	(10) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	条例第174条第8項(令第1 40条の7第8項)	
(14) 短期入所生 活介護計画の作 成	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているか。	適・否	条例第181条準用(第156 条第1項)(令第140条の1 3準用(第129条第1項))	・短期入所生活介護計 画書 ・居宅サービス計画書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否	条例第181条準用(第156 条第2項)(令第140条の1 3準用(第129条第2項)) 準用(平11老企25第3の八 の3(5)の②)	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	適・否	条例第181条準用(第156 条第3項)(令第140条の1 3準用(第129条第3項))	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、 当該短期入所生活介護計画を記載した書面を利用者に交付しているか。	適・否	条例第181条準用(第156 条第4項)(令第140条の1 3準用(第129条第4項))	
(15) 介護	(1) 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っているか。	適・否	条例第175条第1項(令第1 40条の8第1項)	・短期入所生活介護計 画書 ・利用者台帳 ・入浴に関する記録
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	適・否	条例第175条第2項(令第1 40条の8第2項)	・利用者に関する記録 ・勤務体制表
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 (ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えな	適・否	条例第 175 条第 3 項 (令 第 140 条の 8 第 3 項)	・勤務に関する記録
	い。) (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、 排せつの自立について必要な支援を行っているか。	適・否	条例第 175 条第 4 項 (令 第 140 条の 8 第 4 項)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	適・否	条例第 175 条第 5 項 (令 第 140 条の 8 第 5 項)	
	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	適・否	条例第 175 条第 6 項 (令 第 140 条の 8 第 6 項)	
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。	適・否	条例第 175 条第 7 項 (令 第 140 条の 8 第 7 項)	
	(8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適・否	条例第175条第8項(令第1 40条の8第8項)	
(16) 食事	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を提供しているか。 また、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を取ることを支援しているか。	適・否	条例第 176 条第 4 項(令 第 140 条の 9 第 4 項)	・嗜好に関する調査
	(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	適・否	平 11 老企 25 第 3 の八の 3 (7) の②	・検食に関する記録
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を取ることができるよう必要な時間を確保しているか。		条例第 176 条第 3 項 (令 第 140 条の 9 第 3 項)	
	(4) 食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託している場合は、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、事業者自らが行うなど、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容になっているか。		平 11 老企 25 第 3 の八の 3(7)の④	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(5) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に 的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。	適・否	平 11 老 企 25 第 3 の 八 の 3 (7) の⑤	
	(6) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。	適・否	平11老企25第3の八の3 (7)の⑥	
	(7) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の⑦	
(17) 機能訓練	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を 送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適・否	条例第181条準用(第159 条)(令第140条の13準用 (第132条))	
(18) 健康管理	ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意 するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	 適・否	条例第181条準用(第160 条)(令第140条の13準用 (第133条))	・看護に関する日誌 ・利用者に関する記録 ・健康手帳写
(19) 相談及び援 助	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	条例第181条準用(第161 条)(令第140条の13準用 (第134条))	・運営規程 ・利用者に関する文書 ・相談簿等
(20) その他のサ ービスの提供	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	適・否	条例第177条第1項(令第1 40条の10第1項)	・事業計画(報告)書 ・現場確認・設備台帳 等
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否	条例第177条第2項(令第1 40条の10第2項)	・利用者に関する文書
(21) 緊急時等の対 応	(1) ユニット型指定短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。	適・否	条例第181条準用(第163 条)(令第140条の13準用 (第136条))	・運営規程 ・利用者に関する書類 ・契約書
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り 決めているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(12)の②	

点	点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
		ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。		条例第181条準用(第27 条)(令第140条の13準用 (第26条))	・市町村に送付した通 知に係る記録
(23) 務	管理者の責	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	条例第181条準用(第56条 第1項)(令第140条の13 準用(第52条第1項))	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適·否	条例第181条準用(第56条 第2項)(令第140条の13 準用(第52条第2項))	
(24)		ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員(第 121 条第 2 項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) ④ ユニットの数及びユニットごとの利用定員(第 121 条第 2 項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) ⑤ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の送迎の実施地域 ⑦ 短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑥ その他運営に関する重要事項なお、⑩の重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	週・召	条例第 178 条 (令第 140 条の 11) 準用 (平11老企25第3の八 の3 (13) の⑤)	· 指定申請、変更届写

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(25) 勤務体制の 確保等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに短期入所生活介護従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否	条例第179条第1項(令第1 40条の11の2第1項)	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表
	(2) 上記(1)の短期入所生活介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っているか。 ① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	適・否	条例第179条第2項(令第1 40条の11の2第2項)	・業務委託契約書 ・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料
	③ ユニットごとに、当該ユニットを統括する責任者として、常勤のユニットリーダーを配置すること。			
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を 提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	適・否	条例第179条第3項(令第1 40条の11の2第3項)	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しているか。	適・否	条例第179条第4項(令第1 40条の11の2第4項)	
(26) 定員の遵守	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。) ① 第121条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数	適・否	条例第180条(令第140条 の12)	・利用者名簿 ・運営規程
	② ①に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数			
(27)地域等との連携	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において 自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。	適・否	条例第181条準用(第166 条)(令第140条の13準用 (第139条))	

	点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(28) 策		ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難 訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	適・否	条例第181条準用(第110 条)(令第140条の13準用 (第103条))	- 三川《市三二 4三
		なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により、防火管理者を置くこととされているユニット型指定短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。			
		※ 別紙により詳細確認			
(29)	) 衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		・受水槽の清掃記録等 ・定期消毒の記録等 ・衛生マニュアル ・食中毒防止等の研修 記録等 ・保健所の指導の記録 ・現場を確認
		(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	条例第181条準用(第111 条第1項)(令第140条の1 3準用(第104条第1項))	
		(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	適・否	条例第181条準用(第111 条第2項)(令第140条の1 3準用(第104条第2項))	
		(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の六の3(7)の①)	
		(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用(平 11 老企 25 第 3 の六の3(7)の③)	
(30)		ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、第30条の規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	-	条例第 181 条準用(第 34 条)(令第 140 条の 13 準 用(第 32 条))	• 掲示物

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(31) 秘密保持等	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	条例第 181 条準用 (第 35 条第 1 項) (令第 140 条の 13 準用(第 33 条第 1 項))	の記録
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第 181 条準用 (第 35 条第 2 項) (令第 140 条の 13 準用(第 33 条第 2 項))	・実際に使用された文
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否	条例第181条準用(第35条 第3項)(令第140条の13 準用(第33条第3項))	
	(4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。	適・否	個人情報の適切な取扱の ためのガイドライン	
(32) 広告	ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、 その内容を虚偽又は誇大なものとしてはいないか。	適・否	条例第181条準用(第36 条)(令第140条の13準用 (第34条))	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 ・運営規程等
(33) 指定居宅介護 支援事業者に対する 利益供与の禁止	11	適・否	条例第181条準用(第37 条)(令第140条の13準用 (第35条))	
(34) 苦情処理	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適・否	条例第181条準用(第38条 第1項)(令第140条の13 準用(第36条第1項)) 準用(平11老企25第3の一 の3(23)の①)	- tp <del></del> /////

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	条例第181条準用(第38条 第2項)(令第140条の13 準用(第36条第2項))	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(23)の②)	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	適・否	条例第181条準用(第38条 第3項)(令第140条の13 準用(第36条第3項))	
	また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。			
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否	条例第181条準用(第38条 第4項)(令第140条の13 準用(第36条第4項))	
	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの 苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健 康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	条例第181条準用(第38条 第5項)(令第140条の13 準用(第36条第5項))	
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否	条例第181条準用(第38条 第6項)(令第140条の13 準用(第36条第6項))	
35) 相談援助事業 そへの協力	・ ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	条例第181条準用(第39 条)(令第140条の13準用 (第36条の2))	・苦情に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(36) 事故発生時 の対応	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は本市及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第181条準用(第40条 第1項)(令第140条の13 準用(第37条第1項))	・事故対応マニュアル ・事故記録
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置ついて記録しているか。	適・否	条例第181条準用(第40条 第2項)(令第140条の13 準用(第37条第2項))	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を速やかに賠償しているか。	適・否	条例第181条準用(第40条 第3項)(令第140条の13 準用(第37条第3項))	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一 の3(24)の③)	
(37) 会計の区分	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	条例第181条準用(第41 条)(令第140条の13準用 (第38条))	
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
(38) 記録の整備	(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	条例第181条準用(第167 条第1項)(令第140条の1 3準用(第139条の2第1 項))	・ 履歴書等 ・ 設備台帳 ・ 備品台帳
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録 ④ 第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 ⑤ 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録	適・否	条例第181条準用(第167 条第2項)(令第140条の1 3準用(第139条の2第2 項))	画書
				に関する記録 ・市町村への通知に係 る記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(3) 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しているか。 ① 前項第1号及び第2号に掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日 ② 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日	適・否	条例第181条準用(第167 条第3項)(令第140条の1 3準用(第139条の2第3 項))	
	③ 前項第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日			
第6 一部ユニット型指定短期入 所生活介護の事業の基本方針並 びに設備及び運営に関する基準	第1、第3及び第4の規定にかかわらず、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第6の基準に定めるところとなっているか。		法第 73 条第 1 項 法第 74 条第 2 項 旧:平11厚令37第140条の 14	
1 基本方針	一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(ユニット部分)にあっては基準第140条の3に、それ以外の部分にあっては第120条に定めるところとなっているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 15	
2 設備に関する 基準 (1) 利用定員等	一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(ユニット部分)にあっては基準第 140 条の 3 に、それ以外の部分にあっては第 120 条に定めるところとなっているか。 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を 20 人以上としているか。また、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。(ただし、厚生省令第 37 号第 121 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。)	適・否	旧:平11厚令37第140条の 17準用(第123条第1,2項)	・運営規定 ・入所者数がわかる書 類 ・平面図
(2) 耐火建築物	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあっては基準第 140 条の 4 に、それ以外の部分にあっては第 124 条に定めるところとなっているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 16	• 建築確認書
	※ 第3「設備に関する基準」の2、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」の(2) を参照のこと。			

点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(3) 事業所の設備 及び備品	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあっては基準第140条の4に、それ以外の部分にあっては第124条に定めるところとなっているか。 (ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備でも差し支えない。)  ※ 第3「設備に関する基準」の3、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」の(3)を参照のこと。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 16	・平面図 ・運営規程 ・指定申請・変更届写
(4) 設備の基準	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあっては基準第140条の4に、それ以外の部分にあっては第124条に定めるところとなっているか。  ※ 第3「設備に関する基準」の4、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」の(4)を参照のこと。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 16	・平面図 ・運営規程 ・指定申請・変更届写
(5) その他の構造設備の基準	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあっては基準第140条の4に、それ以外の部分にあっては第124条に定めるところとなっているか。  ※ 第3「設備に関する基準」の5、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の設備に関する基準」	適・否	旧:平11厚令37第140条の 16	
3 運営に関する 基準 (1) 内容及び手続 の説明及び同意	の(5)を参照のこと。 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第125条第1項)	・運営規程・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関する記録 ・重要事項説明書 ・契約書
(2) 指定短期入所 生活介護の開始 及び終了	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第126条第1項)	・運営規程 ・利用者に関する記録

特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
世 でいないか。		は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後 に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努め	適・否		
田難時の対応 常の事業の実施地域等を勘案に、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが   日:平11厚令37第140案の   52準用(第10条)   52準用(第11条第   1項)   60 表		でいないか。	適・否	条の25準用(第9条) 準用(平11老企25第3の一	・要介護度の分布がわ
確認 は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。  (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めているか。  (5) 要介護認定の申請に係る援助  (6) 要介護認定の申請に係る援助  (7) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。  (7) 心身の状況等の理解に努力にはなかに対して行われていない。第の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。  (7) 心身の状況等の理解に努力によれ、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、大の活性を関するでは、対しているのでは、利用者に関する記述を表示して、大の表述を表示して、大の表述を表示して、利用者に関する記述を表示して、大の表述を表示して、大の表述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、対して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、利用者に関する記述を表示して、対して、利用者に関する記述を表示して、対し、表述を表示して、利用者に関する記述を表示して、対し、その言か、対し、表述を表示して、対し、表述を表述を表示して、対し、表述を表述を表示して、利用者に関する記述を表示して、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表		常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが 困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期	適・否		・サービス提供依頼書
(6) 要介護認定の申請に係る援助  (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。  (7) 心身の状況等の把握  (7) 心身の状況等の把握  (7) 心身の状況等の把握  (8) 第11 条第 2 項)  (9) 第11 条第 2 第 1 1 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 12 条第 2 項)  (6) 要介護認定の申請が既に行われているかとうかを確認し、申請が行われるよう。  (7) 心身の状況等の把握  (8) 第11 条第 2 項)  (9) 第11 条第 2 第 1 項)  (1) 第12 条第 2 項)  (1) 第13 条第 2 項)  (1) 第13 条第 2 項)  (1) ※ 11 厚令 37 第 140 条の 25 準用(第 12 条第 2 項)  (2) ※ 1 項)  (3) ※ 1 項)  (4) ※ 1 項)  (5) ※ 1 項)  (6) 要介護認定の申請が既に行われているか。  (7) 心身の状況等の状況等の状況を行っているか。  (7) 心身の状況等の把握に対象が表別を持ているのと対象が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		(1) 一部ユーット空角定短期人所生活が護事業有は、指定短期人所生活が護の提供を求められた場合 は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期	適・否	条の 25 準用 (第 11 条第	
申請に係る援助  (1) 一部ユニット型指定短期入所生活が護事業者は、指定短期入所生活が護の提供の開始に除じ、安介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを 含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の 更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはな されるよう、必要な援助を行っているか。  (7) 心身の状況等の把握  (7) 心身の状況等の把握  (7) 心身の状況等の把握に短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係ると表現を表現して、利用者に関する記で、表別のと、表別の表別を表現して、利用者に関する記で、表別の表別を表現して、利用者に関する記で、表別のと、表別のと、表別のと、表別により、表別により、表別により、表別により、表別により、表別により、表別により、表別に表別により、表別に表別により、表別に表別に表別により、表別により、表別により、表別に表別により、表別に表別により、表			適・否	条の 25 準用 (第 11 条第	
(2) 一部ユーット空指定短期入所生活が護事業者は、居宅が護文族(これに相当するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている理とを対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の 更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはな されるよう、必要な援助を行っているか。  (7) 心身の状況等の把握  「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に関する記係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は複雑サービスの利用状況等の把握に努めているか。  (5) 本語 (1)		介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認 し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう	適・否	条の 25 準用 (第 12 条第	
の把握 係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ (・居宅支援経過) (・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ (・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ (・サービス担当者会議		む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の 更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはな されるよ	適・否	条の 25 準用 (第 12 条第	
		係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ	適・否	25準用(第13条)	(・居宅支援経過) (・サービス担当者会議の

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(8) 法定代理受領 サービスの提供 を受けるための 援助	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第15条)	・利用者の届出書 ・居宅サービス計画書 (1)(2)
(9) 居宅サービス 計画に沿ったサ ービスの提供	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当計 該画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第16条)	・居宅サービス計画書 (1)(2) ・週間サービス計画表 ・短期入所生活介護計 画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
(10) サービスの 提供の記録	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該 指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定に より利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービ ス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第19条第 1 項)	
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第19条第 2 項)	
(11) 利用料等の 受領	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては基準第140条の6に、それ以外の部分にあっては第127条に定めるところとなっているか。 ※ 第4「運営に関する基準」の11、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の (11) を参照のこと。	適・否	旧:平11厚令37第140条の18	・サービス提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程(利用料その他の費用の確認) ・説明文書 ・同意に関する文書
(12) 保険給付の 請求のための証 明書の交付	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第21条)	・サービス提供証明書 (控)(介護給付費明 細書代用可)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(13) 指定短期入 所生活介護の取 扱方針	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては基準第 140 の 7 に、それ以外の部分にあっては第 128 条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「運営に関する基準」の13、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(13)を参照のこと。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 19	・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌 ・短期入所生活介護計 画書 ・行事・日課予定表 ・身体拘束に関する記 録
(14) 短期入所生 活介護計画の作 成	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第129条第1項)	・短期入所生活介護計画書 ・居宅サービス計画書
	(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容 に沿って作成されているか。 おお、短期入所生活介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の25準用(第129条第2項) 準用(平11老企25第3の八の3(5)の②)	
	(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第129条第3項)	
	(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第129条第4項)	
(15) 介護	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあっては基準第 140 条の 8 に、それ以外の部分にあっては第 130 条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「運営に関する基準」の15、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(15)を参照のこと。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 20	・短期入所生活介護計画書 ・利用者台帳 ・入浴に関する記録 ・利用者に関する記録 ・
(16) 食事	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事は、ユニット部分にあっては基準第 140 条の 9 に、それ以外の部分にあっては第 131 条に定めるところとなっているか。  ※ 第 3 「運営に関する基準」の 16、第 5 「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の (16) を参照のこと。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 21	・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食(菜)の記録 ・業者委託の場合契約 書 ・検食に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(17) 機能訓練	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第132条)	・訓練に関する計画・訓練に関する日誌
(18) 健康管理	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第133条)	・看護に関する日誌 ・利用者に関する記録
(19) 相談及び援助	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の 的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他 の援助を行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(134条)	・運営規程 ・利用者に関する文書 ・相談簿等
(20) その他のサ ービスの提供	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては 基準第 140 条の 10 に、それ以外の部分にあっては第 135 条に定めるところとなっているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 22	・事業計画(報告)書 ・現場確認・設備台帳 等
	※ 第3「運営に関する基準」の20、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」 の (20)を参照のこと。			・利用者に関する文書
(21) 緊急時等の 対応	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第136条)	・運営規程 ・利用者に関する書類 ・契約書
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り 決めているか。	適・否	準用(平11老企25第3の八 の3(12)の②)	
	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第26条)	・市町村に送付した通 知に係る記録
	① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護 状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			
(23) 管理者の責 務	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の25準用(第52条第1項)	
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第52条第2項)	

	点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(24)	運営規程	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員(基準第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) ④ ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員(基準第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) ⑤ ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑦ 通常の送迎の実施地域 ⑧ サービス利用に当たっての留意事項 ⑨ 緊急時等における対応方法 ⑩ 非常災害対策 ⑪ なお、⑪の重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。		旧:平11厚令37第140条の 23 準用(平11老企25第3の八 の3(13)の⑤)	・指定申請、変更届写
(25)	勤務体制の 確保等	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては、基準第 140 条の 11 の 2 に、それ以外の部分にあっては第 140 条において準用する第 101 条に定めるところとなっているか。  ※ 第3「運営に関する基準」の25、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(25)を参照のこと。		旧:平11厚令37第140条の 23の2	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・研修受講修了証明書 ・研修計画・出張命令 ・研修会資料
(26)	定員の遵守	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては規準第 140条の12に、それ以外の部分にあっては第 138条に定めるところとなっているか。 ※ 第3「運営に関する基準」の26、第5「ユニット型指定短期入所生活介護の運営に関する基準」の(26)を参照のこと。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 24	EIMIE
(27) 連携	地域等との	一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等と の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第139条)	・地域交流に関する記 録
(28) 策	非常災害対	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第103条)	・消防計画 ・訓練記録 ・消防署の検査記録

	点検項目	点 検 事 項	点検結果	根拠法令	点検書類等
		なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により、防火管理者を置くこととされている一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。 ※ 別紙により詳細確認	適・否		
(29)	衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否		・受水槽の清掃記録等 ・定期消毒の記録等
		(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は 飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第104条第1項)	/ <del>*=</del> .1
		(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第104条第2項)	
		(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置 等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の六 の3(7)の①)	
		(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適・否	準用(平11老企25第3の六 の3(7)の③)	
(30)	掲示	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、 運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第32条)	・掲示物
(31)	秘密保持等	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第33条第 1	
		(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第33条第 2項)	中際には田された本
		(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第33条第 3項)	
		(4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。	適・否	個人情報の適切な取扱の ためのガイドライン	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(32) 広告	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合 においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはいないか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第34条)	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 ・運営規程等
(33) 居宅介護支援 事業者に対する利益 供与の禁止	一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第35条)	
(34) 苦情処理	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第36条第 1項) 準用(平11老企25第3の一 の3(23)の①)	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第36条第 2	
	(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適·否	準用(平11老企25第3の一 の3(23)の②)	
	(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第36条第 3項)	
	(5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の 改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第36条第4項)	
	(6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第36条第5項)	
	(7) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適·否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第36条第6項)	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
(35) 事故発生時 の対応	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条25 準用(第37条第1項)	・事故記録 - -
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140 条の25準用(第37条第 2項)	
	(3) 一部ユニット型指定短期入所生活介護護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		旧:平11厚令37第140 条の25準用(第37条第 3項)	
	(4) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生 を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準角(平11老企25第3の一 の3(24)の③)	
(36) 会計の区分	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第38条)	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
(37) 記録の整備	(1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備しているか。	適・否	旧:平11厚令37第140条の 25準用(第139条の2第1 項)	・履歴書等・設備台帳
	(2) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日(利用者へのサービス提供が終了した日)から 2年間保存しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第128条第5項及び第140条の7第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		旧:平11厚令37第140条の 25準用(第139条の2第2 項)	
	(3) 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。			
	① 前項第1号及び第2号に掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日			
	② 前項第3号から第6号までに掲げる記録 その完結の日から2年を経過した日			
	③ 前項第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日			